

板橋区ものづくり基盤技術強化支援事業補助金交付要綱

(平成22年12月 1日区長決定)

(平成25年 7月29日一部改正)

(令和 3年 4月 1日一部改正)

(目的)

第1条 この補助金は、一般社団法人板橋産業連合会(以下「産業連合会」という。)が自ら計画策定を行い、板橋区のものづくり現場を取巻く環境に対応するために必要な基盤技術の強化に資する取組を行おうとする際に、かかる経費の一部を助成することにより、ものづくり産業の集積衰退に歯止めをかけることを目的とする。

(補助金の交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、産業連合会が「ものづくり基盤技術強化」のために行う事業で、別表1に掲げるもののうち区長が必要と認めるものについて交付する。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表に掲げる事業費について対象経費の3分の1(千円未満切捨)以内かつ180万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 産業連合会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)と次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1)事業計画書などの写し
- (2)経費の見積書の写し
- (3)前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 区長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書(第2号様式)により産業連合会に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 産業連合会は、前条の補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議がある場合には、補助金の交付決定通知を受けた日から14日以内において、その申請を取り下げることができる。

(補助事業の変更等)

第7条 産業連合会は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更等承認申請書(第3号様式)を区長に提出し、承認を受けなければならない。

(1)補助金交付申請書に記載された内容を著しく変更しようとするとき。

(2)補助事業を中止しようとするとき。

2 区長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当と認められた時は、これを承認し、変更等承認通知書(第4号様式)により、産業連合会に通知するものとする。

3 前項の場合において、区長は補助金の額を変更することができる。

(実績報告)

第8条 産業連合会は、補助事業完了後速やかに実績報告書(第5号様式)のほか、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

(1)補助対象経費の領収書等の写し

(2)前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 区長は、前条の規定による実績報告書を受領した後、内容の審査を行い、事業内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書(第6号様式)を産業連合会に通知する。

(補助金の支払)

第10条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金請求書(第7号様式)に基づき支払う。ただし、補助金の交付決定後に、事業の円滑な遂行のため区長が特に必要があると認める場合には、概算払をすることができる。

2 産業連合会は、前項ただし書の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(第8号様式)を区長に提出しなければならない。

3 産業連合会は、補助金の概算払を受けたときは、前条の規定による補助金の額の確定通知書受領後、補助金清算書(第9号様式)を区長に提出し、速やかに補助金を清算しなければならない。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第11条 区長は、産業連合会が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1)偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)補助金を他の用途に使用したとき。

(3)補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(補助金の経理等)

第12条 産業連合会は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(検査)

第13条 産業連合会は、区長が指定した区職員が補助事業の管理運営及び経理等の状況について検査をする場合又は補助事業の実施状況について報告を求められた場合には、これに応じなければならない。

(委任)

第14条 この要綱の施行については、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)によるほか、必要な事項は産業経済部長が定める。

付 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年7月29日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象経費は、次に掲げるものとする。

補助事業区分	
	ものづくり基盤技術強化支援事業 (例) 展示会の出展・開催 技術セミナーの開催 異業種との連携 技術能力評価のための取組み 等
経費区分【対象経費】	報償費（謝金・賞金等）、旅費、一般需用費（会議費、消耗品費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費等）、使用料及び賃借料（会場借上料、物品等の使用料）、委託料（事業の委託に対する経費）、賃金（臨時職員等賃金）、その他必要と認める経費

第1号様式(第4条関係)

年 月 日

(宛先)
板橋区長

住 所
団 体 名
代表者氏名

板橋区ものづくり基盤技術強化支援事業補助金交付申請書

年度板橋区ものづくり基盤技術強化支援事業補助金の交付を受けたいので、
板橋区ものづくり基盤技術強化支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、関係
書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 事業の内容及び経費

別紙、 年度板橋区ものづくり基盤技術強化支援事業実施計画書及び経
費見積書のとおり

様

板橋区長

板橋区ものづくり基盤技術強化支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度板橋区ものづくり基盤技術強化支援事業補助金について、板橋区ものづくり基盤技術強化支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり補助金を交付する。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付の条件
板橋区ものづくり基盤技術強化支援事業補助金交付要綱の規定による。
- 3 補助金の請求
事業終了後、速やかに補助金の請求を行うこと。
- 4 事業の内容及び経費の区分
別紙、 年度板橋区ものづくり基盤技術強化支援事業実施計画書及び経費見積書のとおり

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）
板橋区長

住 所
団 体 名
代表者氏名

板橋区ものづくり基盤技術強化支援事業変更等承認申請書

年 月 日付 板 第 号で、交付決定の通知を受けた 年度板橋区ものづくり基盤技術強化支援事業について、板橋区ものづくり基盤技術強化支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更又は中止したいので申請します。

記

- 1 変更又は中止事項
- 2 変更又は中止理由
- 3 変更内容

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区ものづくり基盤技術強化支援事業変更等承認通知書

年 月 日付で申請のあった 年度板橋区ものづくり基盤技術強化支援事業補助金について、板橋区ものづくり基盤技術強化支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、（変更・中止）を承認する。

記

1 変更又は中止事項

2 変更又は中止理由

3 変更内容

別紙、 年度板橋区ものづくり基盤技術強化支援事業実施計画（変更前・変更後）のとおり

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）
板橋区長

住 所
団 体 名
代表者氏名

板橋区ものづくり基盤技術強化支援事業実績報告書

年 月 日付 板 第 号で、交付決定の通知を受けた
年度板橋区ものづくり基盤技術強化支援事業の実績について、板橋区もの
づくり基盤技術強化支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて、
下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績報告書
別紙、 年度板橋区ものづくり基盤技術強化支援事業実績報告書のとおり
- 2 添付書類
事業実績の事実が確認できる書類（領収書写し等）

第6号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区ものづくり基盤技術強化支援事業補助金確定通知書

年 月 日付 板 第 号で、交付決定した 年度板橋
区ものづくり基盤技術強化支援事業は、 年 月 日付で提出された実績
報告を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付の内容及びこれに付した条
件に適合すると認められるので、下記のとおり額を確定する。

記

1 確 定 額 金 円

第7号様式(第10条関係)

年 月 日

(宛先)
板橋区長

住 所
団 体 名
代表者氏名

板橋区ものづくり基盤技術強化支援事業補助金請求書

年 月 日付 板 第 号で補助金確定の通知を受けた
年度板橋区ものづくり基盤技術強化支援事業補助金について、板橋区もの
づくり基盤技術強化支援事業補助金交付要綱第10条に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請 求 額 金 円

年 月 日

(宛 先)
板 橋 区 長

住 所
団 体 名
代表者氏名

板橋区ものづくり基盤技術強化支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた 年
度板橋区ものづくり基盤技術強化支援事業補助金について、板橋区ものづくり基盤技
術強化支援事業補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり請求しま
す。

記

1 概算払請求理由

2 交 付 決 定 額 金 円

3 概算払請求額 金 円

* 請求額の根拠となる資料を添付すること

4 残 額 金 円

第9号様式(第10条関係)

年 月 日

(宛先)
板橋区長

住 所
団 体 名
代表者氏名

板橋区ものづくり基盤技術強化支援事業補助金清算書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた 年
度板橋区ものづくり基盤技術強化支援事業補助金について、板橋区ものづくり基盤技術強化支援事業補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき下記のとおり清算します。

記

1 交付決定額	金	円
2 概算払受領済額	金	円
3 確定額	金	円
4 追給(返還)額	金	円

(詳細は別紙のとおり)